

広島県中山間地域振興条例に基づき設置する推進本部等の 公開方法について（案）

（中山間地域振興推進本部事務局）

1 広島県中山間地域振興推進本部（以下「本部」という。）

〔取扱（案）〕

- ① 原則，本部員会議開催後，議事概要を資料とともに公表することをもって公開する。
- ② なお，県内部の意思形成過程が含まれるものについては，公表しない。
- ③ ②の判断は，必要に応じて，本部員会議において決定する。

2 広島県中山間地域振興協議会（以下「協議会」という。）

〔取扱（案）〕

原則，公開する。